

四日市市議会訓令第3号

四日市市議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和7年3月31日

四日市市議会議長 石川善己

四日市市議会図書室規程の一部を改正する規程

四日市市議会図書室規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(貸出しの手続) 第7条 図書の貸出しを受けようとする者は、<u>議長が別に定める電子申請システムにより貸出申請を行わなければならない。</u> <u>2 前項の規定に基づく貸出申請があったときは、議事課長は当該図書貸出申請の確認を行うものとする。</u> (貸出図書の冊数) 第8条 同時に貸し出すことのできる図書の冊数は、<u>未返却分を含めて5冊以内とする。</u> (貸出期間) 第9条 (略) 2 図書の貸出期間が満了したときは、直ちにその図書を返納しなければならない。<u>ただし、他の利用者から貸出希望がないものにあつては、貸出期間を10日以内の範囲で延長することがで</u>	(貸出しの手続) 第7条 図書の貸出しを受けようとする者は、<u>係員に申し出て図書貸出簿に所要の事項を記入の上、議事課長の承認を受けなければならない。</u> (貸出図書の冊数) 第8条 同時に貸し出すことのできる図書の冊数は、<u>2冊以内とする。ただし、返納未済の図書があるときは、その図書を含めて、3冊以内とする。</u> (貸出期間) 第9条 (略) 2 図書の貸出期間が満了したときは、直ちにその図書を返納しなければならない。

きる。

3 前項の規定に基づく貸出期間の延長は、貸出の申請日から起算して3か月を超えない範囲において、繰り返すことができるものとする。

4 議事課長は、事務上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず貸出図書の返納を求めることができる。

3 議事課長は、事務上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず貸出図書の返納を求めることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。